

国際交流基金日本語パートナーズ派遣事業  
教職志望学生推薦プログラム 2025 年度第 1 回募集要項 (案)  
(マレーシア 12 期)

1. 趣旨

国際交流基金（JF）は、日本 ASEAN 友好協力 50 周年（2023 年）を契機に、日本と ASEAN の次世代の交流促進と人材育成を目的とする包括的な人的交流事業「次世代共創パートナーシップ－文化の WA2.0－」を、令和 6（2024）年度より 10 年間にわたり集中的に実施しています。この取組は、国際交流基金が 2014 年～2023 年にかけて実施したアジアとの文化交流事業「文化の WA（和・環・輪）～知り合うアジア」を発展的に継承するものであり、特に ASEAN 各国から期待が大きかった「日本語パートナーズ事業」も内容を拡充して実施しているものです。

日本語パートナーズ派遣事業は、東南アジアを中心とするアジアの中学校や高等学校などに幅広い世代の人材を派遣し、現地の日本語教師と日本語学習者のパートナーとして、授業のアシスタントや会話の相手役といった活動をするとともに、教室内外での日本語・日本文化紹介活動等を行い、アジアの日本語教育を支援します。同時に、日本語パートナーズ自身も現地の言語や文化についての学びを深め、アジアの架け橋となることを目的とします。

2. 教職志望学生推薦プログラム

教職志望学生推薦プログラムは、文部科学省との協議を踏まえて国際交流基金が指定する大学（以下、「対象大学」という）が、対象大学の教員養成課程または教職課程に在籍し、将来、日本国内の小学校・中学校・高等学校の教師となる志を有する学生のうち、日本語パートナーズとしての適性のある学生を国際交流基金に推薦するプログラムです。対象大学内で選抜された学生は対象大学から国際交流基金に推薦され、国際交流基金が書類の確認を行い、文部科学省の協力を得て面接を行います。教職志望学生推薦プログラムの内定者となった後は、一般募集の内定者と同様に手続きが進みます。

3. 求める人材・適性

日本語パートナーズは、現地の日本語教師や日本語学習者のパートナーとして活動するため、派遣先の方々と一緒に協力しながら活動を行うことが求められます。日本語パートナーズとして公的な活動を行うために派遣されていることを十分に理解し、自覚と責任をもって行動できることが非常に大切です。

また、言葉はもちろん、宗教や習慣等も異なる生活環境では、お互いの考え方の相違や困難に直

面することもあります。現地の生活や行動様式、文化を学ぼうとする好奇心に加え、謙虚な姿勢かつ前向きに問題解決に取り組める人物が望ましいです。

- (1) 留学や海外旅行と異なり、公的な活動を行う立場であることを十分にわかまえている
- (2) 派遣先国への関心および基本的な知識を有している
- (3) アジアの人たちとの交流・コミュニケーションに対する熱意をもっている
- (4) 現地教師のサポート役として活動ができる
- (5) 厳しい環境の中でも生活できるバイタリティ・柔軟性・チャレンジ精神がある
- (6) 自助努力の精神、自覚と責任を持ち行動できる
- (7) アジアの社会、文化を学ぼうとする好奇心と謙虚さがある
- (8) 派遣終了後に日本語パートナーズで得た経験を教員の活動に活かす意欲がある

#### 4. 日本語パートナーズの派遣条件

日本語パートナーズは、以下の派遣条件を守らなければなりません。

- (1) 国際交流基金の定める派遣前研修に全日程参加し、修了すること
- (2) 派遣先国の法令を守ること
- (3) 派遣先機関の規則を守ること
- (4) 派遣期間中は本事業の活動に専念し、滞在を他の目的（宗教、政治、営利等の目的）に利用しないこと
- (5) 派遣期間中は国際交流基金の許可なくして任地を離れないこと
- (6) 派遣期間が終わり次第直ちに帰国し、派遣期間終了後 2 か月以内に行われる帰国報告会に参加すること
- (7) 期日までに活動報告書を提出すること

#### 5. 活動内容

派遣先機関との協議を通じて決定しますが、想定される主な活動は以下の通りです。

- (1) 派遣先機関の日本語教師が行う授業への協力
- (2) 授業の教材作成等への協力
- (3) 授業や課外活動における生徒との交流（日本語での会話、文化活動への協力等）
- (4) 派遣先の国際交流基金海外拠点等が実施する日本語教育事業への協力
- (5) その他、現地の要望に応じて、地域における日本語学習支援、日本文化紹介を通じた交流活動等

## 6. 派遣先・期および派遣期間・派遣先機関・採用枠数（予定）

派遣先・期	派遣期間	派遣先機関	採用枠数
マレーシア 12 期	2026 年 2 月～2026 年 9 月	中等教育機関 (中学校・高等学校相当)	(プログラム全体で) 採用 7 名

※予定のため、今後の状況により変動する可能性があります。

※日本語パートナーズ個人の事情による派遣期間の短縮、延長および緊急時を除く日本への一時帰国はできません。

※派遣の実績は、日本語パートナーズ事業ウェブサイト

(<https://asiawa.jpf.go.jp/partners/overview/achievements/>) をご覧ください。

## 7. 推薦人数

本学からの推薦人数の上限はありません。

## 8. 応募要件

以下に掲げる要件をすべて満たしていることが必要です。

- (1) 本事業の趣旨および派遣制度を理解し、日本とアジアの架け橋となる志をもっていること
- (2) 現地の一般的な水準の生活環境（住居、暮らしぶり等）に対応できること
- (3) 以下の生年月日であること※現地政府の要望等を踏まえて設定

【マレーシア 12 期】2026 年 1 月 31 日の時点で、満 20 歳から満 39 歳であること

※本推薦プログラムに限り、応募書類提出締切日時点で 19 歳の方も、2026 年 1 月 31 日時点で 20 歳を迎える場合は応募可

- (4) 日本国籍を有し、日本語母語話者であること
- (5) 応募時に対象大学の学部または大学院に在籍し、教員養成課程または教職課程を履修中、あるいは履修済みであり、日本の小学校・中学校・高等学校のいずれかの教員免許を取得見込であること
- (6) 対象大学を卒業後、日本国内の小学校・中学校・高等学校の教師となる志をもっていること（教員免許を取得せず、日本語教師、日本語支援員および日本語補助指導者に就くことを希望する場合は含まれない）
- (7) 国際交流基金が指定する派遣前研修全日程（合宿形式）に参加できること
- (8) 以下の英語力を有すること  
【マレーシア 12 期】日常英会話ができること（英語で最低限の意思疎通が図れる程度、CEFR の A2 相当以上）

- (9) SNS、ウェブサイト等を活用して本事業の広報や活動についての情報発信に協力できること
- (10) 基本的なパソコン操作ができること（Eメールの送受信、簡単な文書や資料の作成、オンライン会議の参加等）
- (11) 令和7年度に募集選考が実施される、日本語パートナーズの他の推薦プログラムで選考中でないこと  
 ※推薦プログラムではない一般募集については並行して応募することは可能ですが、内定受諾した時点で一般募集は選考終了となります。

【以下に該当する方は、応募時に国際部留学企画課留学推進担当へ申し出てください。】

- ・ 重国籍の方
- ・ 2025年9月以降も有効な日本以外の滞在資格、査証（ビザ）をお持ちの方
- ・ 障がいがあること、性的指向または性自認等により、応募や選考、派遣前研修および本事業の活動や派遣先での生活に不安を感じられる方  
 ※ 上記の理由により採否を判断することはありませんが、派遣先の状況により、派遣先の国、派遣先機関等が限定される場合があります。また、手続きに必要であるため、今後提出いただく健康診断個人票および健康自己申告書、和文・英文履歴書には、戸籍上の性別を記載いただきます。
- ・ 公用旅券の発給を受けている方、今後受ける予定のある方

#### 9. 募集から帰国後までのスケジュール（予定）

学内広報・説明会日程	メッセージにより周知：2025年3月18日（火） 学内応募：3月21日（金）～4月30日（水）
日本語パートナーズ経験者と話す会 （マレーシア編）	4月17日（木）19:00～19:50（オンライン） 参加申込： <a href="https://forms.office.com/r/pchj4hGW8x">https://forms.office.com/r/pchj4hGW8x</a>
学内選考	学内選考日程：2025年5月1日（木）～2025年5月16日（金）
健康診断等提出期限	2025年6月26日（木）（学内選考通過者のみ）
国際交流基金による面接	2025年7月16日（水）～7月23日（水）のいずれかの日時（オンライン）
選考結果通知	2025年8月下旬までに通知 （意思確認は一週間以内）
派遣の可否判断および 派遣前研修合意書の締結	派遣前研修の1か月前

派遣前研修（約 4 週間） ※日程は予定です。	【マレーシア 12 期】2025 年 11 月中旬～12 月中旬 場所：国際交流基金関西国際センター（大阪府泉南郡）
合意書の締結	派遣前研修最終日の前日
派遣期間	【マレーシア 12 期】2026 年 2 月～2026 年 9 月
帰国報告会	帰国後 2 か月以内 場所：国際交流基金本部（東京都）

※上記スケジュールは変更の可能性があります。

### (1) 応募書類の提出

応募者は応募書類（以下ア～ウ）を取りまとめ、国際部留学企画課留学推進担当にメールで提出してください。

ア.応募用紙（指定様式 6 枚）※写真はカラー

イ.学歴に関する証明書：

学部生：在学証明書 1 通

大学院生：在学証明書 1 通および学士の学位取得が証明できる卒業証明書 1 通

ウ.推薦状（指定様式）1 通：アドバイス教員又は指導教員に依頼ください

※学内選考通過者は、エ、オを国際部留学企画課留学推進担当にメールで提出ください。様式は 5 月下旬に国際部より配布予定。

エ.健康に関する書類（指定様式）

(ア) 健康診断個人票

(イ) 健康自己申告書

※ 指定様式にしたがい、各自医療機関で受診してください。検査項目は「海外派遣労働者の健康診断（労働安全衛生規則第 45 条の 2）」の項目を準用しています。

※ 提出いただいた健康診断書類等に基づき、国際交流基金が業務委託する専門機関による渡航判定を行います。

オ.履歴書（和文・英文）（指定様式）

※これ以降は被推薦者と国際交流基金との間で連絡を取り、必要に応じて本学に情報共有されます。

### (2) 応募書類の提出の際の注意事項

応募用紙は内定後に派遣先国の関係機関に提出するものとなります。また、文字や数字が判別できないと連絡を取る際にも対応ができません。丁寧に作成願います。

ア. 応募用紙の行を増やしたり減らしたりせず、指定範囲内に収まるように作成してください。応

募用紙の「※超過分は別紙」とある項目についてのみ、枠内に書き切れない場合は、超過分を別紙（A4 1枚程度）として提出してください。

- イ. 戸籍上の氏名を記入してください。（ただし、お送りする書類は常用漢字にさせていただく場合があります。）
- ウ. 提出書類一式は返却しませんので、必ず被推薦者本人の控えとしてコピーを手元に残しておいてください。
- エ. 提出書類作成、健康診断の受診費用等はすべて被推薦者の負担とします。
- オ. 推薦状についてはアドバイス教員又は指導教員にお願いしてください。

### (3) 国際交流基金による面接

応募書類の確認後、国際交流基金が文部科学省の協力を得て被推薦者に対する面接を行います。日時と方式については国際交流基金が指定し、6月17日（火）までにメールで連絡します。

日時：2025年7月16日（水）～7月23日（水）のいずれかの日時（30分程度）

方式：オンラインを予定

※ 面接に係る費用は支給しません。

※ 日時の指定、変更は原則できません。授業等でやむを得ない場合には、至急、Eメールで（nihongopartners@jpf.go.jp）までご連絡ください。

### (4) 選考結果通知

面接選考および健康診断書等に基づく渡航判定の結果を踏まえ、8月下旬までに被推薦者にメールにて通知します。

なお、採否理由、選考過程等についての問い合わせには一切応じられません。

### (5) 内定から派遣まで

#### ア. 内定通知等・渡航手続き等

(ア) 第2次選考終了後、内定候補者に内定を通知します。その際、「意思確認書」を送付し、内定の受諾または辞退の意思を確認します。

(イ) 手続きに必要な書類が期限までに提出されない場合、および国際交流基金から連絡が取れない状況が続く場合、内定を取り消すことがあります。

(ウ) 内定を受諾した場合は、「内定者」となり、渡航手続きが開始されます。渡航手続きでは、戸籍に関する書類や各種書類、証明写真等の提出や派遣にかかる文書のやり取りを行います。

(エ) 渡航手続き期間中に国外にいる場合であっても、国際交流基金からの書類送付先は国内に限ります。また、提出締切の延長等は認められません。

(オ) 内定者には、派遣前研修開始までに派遣地や派遣先機関に関する情報を提供し

ます。いずれも国際交流基金が決定し、内定者が選ぶことはできません。

(カ) 派遣先機関によっては、以下の能力、経験等を考慮して配置する場合があります。

- ・現地語の能力
- ・仕事による駐在経験、もしくは留学による滞在経験
- ・日本語教育に関する知識や経験

#### イ. 派遣前研修

派遣前研修は、現地の生活・活動に必要な現地語の習得、任地事情、および現地の日本語教師への協力方法等の知識を身につけるためのものです。合宿形式で行い、約 4 週間にわたり実施するすべての研修プログラムを修了しなければなりません。忌引きや体調不良等、国際交流基金がやむを得ないと判断する事由以外の講義の欠席は認めません。国際交流基金は、研修所までの往復旅費（日本国内の移動のみ）を支給し、宿泊施設および食事を提供します（もしくは食費の一部補助額を支給します）。当該経費以外の費用は自己負担となります。

※状況により、派遣前研修の実施形式や期間が変更になる可能性があります。

※現地語研修は以下の通りです。

マレーシア 12 期（マレー語）

#### ウ. 内定から派遣までの留意事項

以下に該当する場合には、内定または派遣を取り消しとする場合があります。

- (ア) 内定から日本出発日までの間に、病気、けがおよび体調不良等により派遣先での業務が困難と国際交流基金が判断した場合
- (イ) 派遣前のやり取りや派遣前研修を通じて、派遣先での滞在や活動に関する適性が不十分であると国際交流基金が判断した場合
- (ウ) 応募用紙等、提出書類記載内容に虚偽があった場合
- (エ) 推薦大学からの推薦が取り下げられた場合および派遣が認められない場合
- (オ) 派遣先政府により、査証取得や渡航に際し新たな条件が設けられ、その条件を満たさなかった場合

が

#### 10. 派遣の待遇等

国際交流基金の規程に基づき滞在費、往復航空券（ディスカウントエコノミー）、旅費等の支給と住居の提供を行います。

- (1) 赴任形態 単身赴任
- (2) 滞在費

【マレーシア 12 期】月額 120,000 円程度（所得税引後）

※滞在費は源泉徴収の対象になり、上記はいずれも所得税引後の金額です。  
※派遣地の物価、生活水準、為替相場等の状況に応じて国際交流基金が定めた額です。  
※国際交流基金の規程および所得税法が改定された場合、滞在費の額が増減することがあります。

(3) 住居提供

国際交流基金が住居を提供

※日本語パートナーズが手配したり、選択したりすることはできません。

※住居賃料は国際交流基金が負担します。

※光熱費、通信費等は日本語パートナーズが滞在費から負担します。

(4) 往復航空券

日本と任地の往復航空券（ディスカウントエコノミークラス）を支給

(5) 赴任時の日本国内交通費

居住地の最寄りの駅から国際空港までの交通費（順路直行）を支給

(6) 赴任時の支度料等

支度料（赴任時のみ）、移転料、着後手当を支給

※旅費法改正に伴い、国際交流基金の規定が改正され、赴任時の支度料等の額  
が変更される場合があります。

(7) 業務に必要な教具等

国際交流基金が業務上必要と認める教材、機材は現物支給、もしくは貸与  
派遣期間中の文化紹介や授業等で必要となる消耗品の購入につき、実費額を支給（上限あり）

(8) 外国語研修手当

派遣期間中の外国語研修手当として月額 15,000 円相当の現地通貨に滞在月数をかけた額を上限として実費を支給

(9) 海外旅行保険

国際交流基金が以下の補償内容(予定)の海外旅行保険への加入を手配

傷害死亡保険金	最高 5,000 万円
---------	-------------

傷害後遺障害保険金	最高 5,000 万円
治療・救援費用保険金	最高 5,000 万円
疾病死亡保険金	最高 3,000 万円

※既往症（出発前にかかったことのある病気・けが）、慢性疾患、むちうち、腰痛、歯科治療、妊娠、出産、早産または流産に起因した疾病等は保険適用外です。派遣期間中に、保険適用外の疾病、傷害で治療が必要となった場合、医療費は被保険者の自己負担となります。

※国際交流基金は保険会社から実際に支払われる補償額を超える補償は行いません。

#### (10) 派遣前の予防接種費用

派遣先地域でかかるリスクのある病気のうち、国際交流基金が指定する種類については渡航前に予防接種を完了することが推奨されます。これら予防接種の費用を一部補助しています。また、内定後の派遣前研修期間中に集団予防接種の機会を設けています。新型コロナウイルスワクチンについては、国際交流基金では集団予防接種の機会を設けません。

### 11. 派遣先国での安全確保および支援体制

海外で生活するにあたっては、災害や治安悪化等の緊急事態に対する準備と「自分の身は自分で守る」という心構えが必要ですが、派遣期間中は国際交流基金、日本国大使館・領事館等が連携を取り、各地に派遣されている日本語パートナーズが任地での活動を安全かつ円滑に進められるように支援します。

なお、応募の際にはあらかじめ外務省海外安全ホームページにおいて現地の安全情報を入手、確認してください。

※外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>



### 12. 派遣の可否判断

日本語パートナーズ派遣事業では、外務省が発表する海外安全情報の危険情報および感染症危険情報レベルや、入国時の制限とその内容（感染症の場合の移動制限等）、現地の医療体制や社会情勢、緊急時の対応状況等の観点から、総合的に判断して派遣を決定しています。

なお、派遣が延期、変更または中止となった場合も、国際交流基金による経済的な補償はありません。

### 13. 事業情報の公開

国際交流基金は「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づく開示請求が国際交流基金に対してなされた場合には、同法に定める不開示情報を除き、提出のあった申請書類等は開示されます。

#### 14. 個人情報の取り扱い

以下 URL をご参照ください。

<https://asiawa.jpf.go.jp/assets/uploads/sites/2/2023/04/oi0wvjweicz89.pdf>

※本事業に応募された方は、上記の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

#### 15. その他

- (1) 国際交流基金と日本語パートナーズは、派遣に先立ち合意書を締結し、それに基づき国際交流基金は日本語パートナーズに業務を委嘱します。国際交流基金と日本語パートナーズは雇用関係にありません。なお、合意書は 2 種類あり、内定受諾後に「派遣前研修に関する合意書」を締結し、派遣前研修修了者と「派遣に関する合意書」を締結します。
- (2) 派遣に際しての市区町村の行政手続きや大学の手続きについては、自身の責任にて関係各所にお問い合わせください。国際交流基金が日本語パートナーズにかかわって確認や手続きを行うことはありません。親族等からの連絡を含め、国際交流基金へのお問い合わせはお控えください。
- (3) 派遣前研修および日本語パートナーズとしての活動の単位認定につきましては、所属の学生課に相談ください。
- (4) 被推薦者本人の申請により、「派遣証明書」の発行が可能です。
- (5) 日本語パートナーズの派遣可否については、日本国政府および派遣先の政府の対応方針や、現地の状況等を総合して慎重に判断します。現段階では、外務省の感染症危険情報が「レベル 2」または「レベル 3」の場合であっても、派遣できる環境が整っていると国際交流基金が判断した場合には、派遣を実施しています。
- (6) 協定内容や推薦実績等については国際交流基金のウェブサイト等で公表することがあります。
- (7) 国際交流基金は帰国後の日本語パートナーズの就職あっせんや生活保障の責任は負いません。

#### 16. 学内問い合わせ先

金沢大学国際部留学企画課 留学推進担当 ( [studyabroad@adm.kanazawa-u.ac.jp](mailto:studyabroad@adm.kanazawa-u.ac.jp) )